（独立行政法人港湾空港技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人電子航法研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の廃止）

第二条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　独立行政法人港湾空港技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百二号）

二　独立行政法人電子航法研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百三号）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十七号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号の規定に基づき、船舶のトン数に関する証書交付規則等の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

（船舶のトン数に関する証書交付規則及び日本船舶であることの証明書交付規則の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「、独立行政法人航海訓練所」を削る。

一　船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）第九条第一項

二　日本船舶であることの証明書交付規則（平成十四年国土交通省告示第三百五十一号）第七条第一項

（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号（一）備考1及び同号（五）備考1中「独立行政法人航海訓練所」を「独立行政法人海技教育機構」に改める。

（独立行政法人航海訓練所法第十一条第一号の国土交通大臣が指定する者及び独立行政法人航海訓練所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の廃止）

第三条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　独立行政法人航海訓練所法第十一条第一号の国土交通大臣が指定する者（平成十九年国土交通省告示第千二百五十号）

二　独立行政法人航海訓練所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百四号）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十八号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

次に掲げる告示の規定中「独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

一　船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）第九条第一項

二　日本船舶であることの証明書交付規則（平成十四年国土交通省告示第三百五十一号）第七条第一項

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する告示

（独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部改正）

第一条　独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千三百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

（独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部改正）

第二条　独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百七十号

堺泉北港について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第一項の港湾広域防災区域を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、当該港湾広域防災区域の範囲を次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

堺泉北港における港湾広域防災区域の範囲は、別図のうち一点鎖線で囲まれた部分（斜線部を除く。）とする。